

# Q & A

## 空き家を 借りたい・買いたい

水・土・空。

どこにでもある、でもここにしかないもの。

人・山・味。

高速道路のICをでると、その温もりに出会えます。

飯豊連峰に見つめられ、阿賀川に抱かれ、人情に酔う。

自然暮らしを始めませんか？



### 共通事項

Q. 空き家バンクは誰でも登録可能ですか？

A. 西会津町への移住、定住、二地域居住等を目的としている方であれば、登録可能です。

Q. 空き家バンク登録をすると、どのように情報提供を受けられますか？

A. メールアドレスをお持ちの方には、メールにて新着情報を発信します。

Q. 気に入った物件にはすぐ住めますか？

A. 家財の撤去や補修が必要な可能性もあるので、その間は入居できません。また、賃貸物件の場合、入居にあたり所有者と不動産業者の入居審査があります。

Q. 空き家バンク登録をするには、登録料などの費用はかかりますか？

A. 空き家バンク登録時の費用は不要ですが、入居にあたっては、町と協定を結んでいる「福島県宅地建物取引業協会喜多方支部」が受付窓口となり、支部会員の不動産業者の仲介のもと契約していただくため、仲介手数料は必要となります。

仲介手数料は、賃貸物件の場合、賃料 0.5 か月分+消費税で、売却物件の場合は、国土交通省告示により定められている額となります。

また、契約成立時の契約書に貼付する印紙代は自己負担となります。

なお、上記仲介手数料は、契約が成立した場合、不動産業者にお支払いいただきます。

Q. 空き家バンク登録をするには、何が必要ですか？

A.

- ① 空き家バンク利用登録申込書（様式第9号）
  - ② 誓約書（様式第10号）
  - ③ 利用登録者の運転免許証・パスポート・健康保険被保険者証・住民基本台帳カードなどの公的機関が発行する身分証明書の写し。
- 利用登録申込書および誓約書の様式は、ホームページからダウンロードするか、役場担当窓口にて受取りください。

Q. 空き家物件を見学するにはどうしたらよいのですか？

A. 空き家バンク利用登録完了後、役場担当窓口希望日時をお知らせ頂いた後に、役場から不動産業者に連絡し、不動産業者の案内で見学することとなります。

なお、不動産業者の案内になるため、事前に希望日時のご連絡をお願いしています。また、町職員も同行させていただく場合があります。

Q. 空き家物件の見学の際に必要な物はありますか？

A. 事前にご連絡いただいた場合、町でメジャー・スリッパをご用意しますので、その他必要と思われるものは、見学者にお任せします。

Q. 賃貸物件の場合、自分たちで建物を改造してもよいのですか？

A. 原則として、賃貸物件の建物の改築・改造等は、禁止としております。

Q. 賃貸物件の場合、ペットは飼えますか？

A. ペットの飼育が許された建物であれば飼育可能です。飼育内容については、所有者の方への説明をお願いしています。



## 注意事項

---

- 「空き家」とは、個人が町内に所有し、かつ、現に居住していない又は近く居住しなくなる建物およびその敷地のことをいいます。
- 町では、空き家所有者と空き家利用者とのマッチングまで行いますが、空き家に関する交渉・契約については、不動産業者が行います。
- 希望する物件がある場合は、必ず物件見学をしていただくとともに、周辺施設や状況、アクセスなど十分にご確認ください。